【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 2019年2月12日

【会社名】 株式会社メドレックス

【英訳名】 Medrx Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松村 米浩

【本店の所在の場所】 香川県東かがわ市西山431番地7

【電話番号】 0879-23-3071

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 藤岡 健

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋浜町二丁目35番7号

【電話番号】 03-3664-9665

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 藤岡 健

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券

等)

【届出の対象とした募集金額】 (株式)

その他の者に対する割当 98,100,000円

(第14回新株予約権)

その他の者に対する割当 1,252,800円

新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込

むべき金額の合計額を合算した金額

1,189,092,800円

(注) 株式の発行価額の総額並びに新株予約権の払込金額の総額及び払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、本有価証券届出書提出現在における見込額です。また、新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の払入金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	180,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式単元株式数 100株

- (注) 1.上記普通株式(以下「本新株式」といいます。)については、2019年2月12日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
 - 2.振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集株式の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)	
株主割当				
その他の者に対する割当	180,000株	98,100,000円	49,050,000円	
一般募集				
計(総発行株式)	180,000株			

- (注) 1.本新株式の募集は第三者割当の方法によります。
 - 2.発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、本新株式が、1株当たり2019年2月8日の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)における当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「取引所終値」といいます。)である545円で発行されたと仮定した場合の見込額に発行数を乗じた金額として記載しております。実際の発行価額の総額は、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株式に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2019年2月15日から2019年2月18日までのいずれかの日(以下「条件決定日」といいます。)の直前取引日の取引所における取引所終値を踏まえ、条件決定日に決定されます。
 - 3.資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であり、会社計算規則第14条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。なお、資本組入額の総額は、上記2と同様の過程に基づく見込額です。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
545	272.5	100株	2019年3月5日		2019年3月5日

- (注) 1.第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 - 2. 当社は株式会社MMとの間で、本届出書の効力発生後、本新株式に係る総数引受契約(以下「本新株買取契約」といいます。)を締結する予定です。払込期日までに、株式会社MMとの間で本新株買取契約を締結しない場合は、本新株式の発行は行われないことになります。
 - 3.発行価格は、会社法上の払込金額であり、本新株式が、1株当たり2019年2月8日の取引所終値である545円で発行されたと仮定した場合の見込額です。実際の発行価格は、条件決定日の直前取引日の取引所における当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)が545円を上回る場合には、かかる金額とします。
 - 4. 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であり、本新株式が、1株当たり2019年2月8日の終値である545円で発行されたと仮定した場合の見込額です。
 - 5.申込方法は、本新株買取契約を締結し、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地		
株式会社メドレックス	香川県東かがわ市西山431番地 7		

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地	
株式会社中国銀行 三本松支店	香川県東かがわ市三本松610番地 4	

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	2,320,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	1,252,800円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、新株予約 権1個当たりの発行価額に2,320,000を乗じた金額とする。)
発行価格	新株予約権1個につき0.54円(新株予約権の目的である株式1株につき0.54円)とするが、株価変動等諸般の事情を考慮の上で新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める条件決定日において、「第3第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1)発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に定める方法と同様の方法で算定された結果が0.54円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2019年3月5日(火)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社メドレックス 経営管理部 東京都中央区日本橋浜町二丁目35番7号
払込期日	2019年3月5日(火)
割当日	2019年3月5日(火)
払込取扱場所	株式会社中国銀行 三本松支店

- (注) 1.第14回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)については、2019年2月12日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
 - 2.申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後に本新株予約権の買取契約(以下「本新株予約権買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
 - 3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
 - 4.振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修 正条項付新株予 約権付社債券等 の特質

- 1.本新株予約権の目的である株式の総数は2,320,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により 行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても 変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整され ることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株 予約権による資金調達の額は増加又は減少する。
- 2. 行使価額の修正基準

本新株予約権の行使価額は、2019年3月6日に初回の修正がされ、以後5価格算定日(以 下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、取引所において売買立会が行われる日(以下「取引日」という。)であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される 場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して5価格算 定日目の日の翌取引日(以下「修正日」という。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日 (以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の、それぞれ94%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(以下「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限 行使価額(本欄第4項に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項 の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算 定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由 を勘案して調整される。

- 3. 行使価額の修正頻度
- 行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。 4.行使価額の下限

「下限行使価額」は、条件決定日の直前取引日の取引所における取引所終値(以下「条件 決定基準株価」という。)の50%に相当する金額とする。 但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。

- 5.割当株式数の上限
 - 2,320,000株(発行済株式総数に対する割合は22.71%)
- 6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の下限行使価 額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 634,612,800円(発行決議日の直前取引日の50%に相当する金額を行使価額の下限と仮定 し、当該行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の見込みの 金額である。本欄第4項に記載のとおり、下限行使価額は、条件決定基準株価の50%に相 当する金額となり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権は行使され ない可能性がある。)
- 7. 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することがで きる条項が設けられていない。

新株予約権の目 的となる株式の 種類

当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる 株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)

新株予約権の目 的となる株式の 数

本新株予約権の目的である株式の総数は2,320,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株 式の数(以下「割当株式数」という。)は1株)とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する

ものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株 予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、 これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議によ り、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

新株予約権の行 使時の払込金額

- 1.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(本欄第2項に定義す る。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合 これを切り捨てる。
- 2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、 は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株 式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、条件決定基 準株価の94%に相当する金額とする(以下「当初行使価額」という。)。
- 3. 行使価額の修正

行使価額は、2019年3月6日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正 される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額 (但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。 また、いずれかの価格算定期間内に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発 生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株 式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。

4. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が 交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合 は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

既発行 交付普通株式数×1株当たりの払込金額

調整後 _ 調整前 _ 普通株式数

時価

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又はあの野にのの翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対の取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点が発入は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

(調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 調整前行使価額により当該期間内に 交付された株式数

株式数 =

調整後行使価額

この場合に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとざまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数を含まないものとする。

有価証券届出書(組込方式)

(5) 本項第(2)号の行便使翻回調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整をつきる合併、当社を系維会社とする場合人の代表、会社を存続会社とする合併、当社を系維会社とであるの例かまれての場合、当社を存続会社とする合併、当社を系維会社とである。 ・ 全側会社とうも株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。・ その他当社の発行清晰は未改め変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行便価額の課整を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由によるが質を考慮する必要があるとき。
株式の併合、当社を手機会社とする合料、当社を系統会社とする収収分割、当社を完全会社とする保証と対の発行清準地末式契約でからに行便価額の整を必要とするとき。 その他当社の発行清準地末式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の課題を必要とするとき。 行便価額の課題を対象を事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整を行使価額の課題を対象を対象とき。 (6)本項簿に20の規定にかかわらず、本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号の規定とかからをところにより行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。 (7)本額第1項及び本項にあるところにより行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。 (6)本項簿(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整を行使価額をがまての場合によりに対する事由、後正又は調整を行を価額及びその適用の日その他必要な事項を、後正又は調整を行を価額及びその適用の日子の他必要な事項を、適用の日日の前日までに転前をの前を手が構るに適切する。4 し、本項第(2)号の規定(2)号の場合への他適用の日の前日までに前意の通知を行うことができないときは、適用の日の時間もまでに前意の通知を行うことができないときは、適用の日の時間もでに前定の通知を行うことができないとりは、適用の日の時間をでに前途の通知を行うことができないとりは、適用の日の時間をでに対していまりを対しれています。1 1. 1849の29、20の円本有価はが最いましましましましましましましましましましましましましましましましましましまし
会親会社とする株式交換のために行使価額の課整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式の数変更叉以変更の、部性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額の調整を必要とするとき。 (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を対象でも事がなった。他方の事由による影響を考慮する必要とす。 (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本備第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。 (7) 本欄第1項及び本項に定めるところにより行使価額の修正日と対理を行うときは、当社は、あらかじめ書面に大のでの適用の日の日の日の日の目の目の目の目の目の目の目の目の目の目の目の目の目の目の目の
その他当社の発行演者通标式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使偏額の調整を必要とするとき。 「行使偏額を調整を必要とするとき。 「行使偏額を調整を必要とするとき。 「行使偏額の第単にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (6) 本簿(2)等の規定にかかわらず、本項第(2)等に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本補第3項及び本項に定めるところにより行使価額を修正又は調整を行使価額を初めて適用する日が本補第3項及び本項に定めるところにより行使価額を修正又は調整を行行のとは、当社は、必要な調整を行う。 (7) 本欄第3項及び本項に定めるところにより行使価額を修正又は調整を行うときは、当場を解析表す。例如が表す。但、本項第(2)等の自由までに本新株子的権の所株予的権の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株子的権の所株の動物を表す。は、1 1489.002.800円は各種に通知する。 (日、本項第(2)等の自今その他適用の目的目までに本新株子的権の所持機を指し適関が修正又と対したきは、適用の日の第日を一つ制定をで制度の解析表が多いでは、当時本を持ている。) (注) 別記「新株予的権の行使時の込込金額」機第3項又は第4項により集立を持てら場合の機額は増加又は減少する可能性がある。本新株予的権の行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使期間が修正又を対していまり株式を発行する場合に対しまず機の「表情である。) 「技術をの発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予的権の日的となる株式の数」欄記載の本条件の経過の総額を加えた額を、別記「新株予約権の日的となる株式の数」欄記載の本術報と対していまり株式を発行する場合における環境に、行使建まに係る本新株予約権の行使により株式を発行する場合における環境の目的となる株式の数」欄記載の本術報と対していまり株式を発行する場合における環境では関値の2分の10金額を加速の行便により状式を発行する場合における環境でる場合における場前で多様本の研修でではより様式を発行する場合における環境では関値の2分の10金額を済を等地加限度額から増加する資本金の額と近に対した額を増加限度額の2分の10金額高本金等増加限度額から増加する資本金等増加限度額の2分の10金額高本金等増加限度額から増加する資本金の額ととし、計算の発用・ドナス条件では関値の表性しまります。 「株子的権の行使期間の無接日までに本規第2項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間の無接日までに本規第2項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間の無接日までは表別を目前の発生が出るの対しまが出る行使期間の無接日までに本規第2項に関係の行使の影響の方は、2031日によりまでは、2031日によりま
(行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行の機の部の出しまあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (6) 6項第(2) 6 0 利東におかりらず、本項第(2) 号に基づく調整後行使価額を分割があるとき。 (6) 6項第(2) 8 0 利東に対していかわらず、本項第(2) 号に基づく調整後行使価額を参加すで適用する日が本編第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、必要な調整を行う。 (7) 本権第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりでも重がしての事由、修正又は調整的行使価額を正文は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権の行でに前型の通知を行うことができないときは、適用の日の前日までに本新株予約権の行何値のが開発していると類は「対しているできないときは、適用の日の前日までに前型の通知を行うことができないときは、適用の日の順日までに本新株予約権の行何値の総額は加りに対したができないときは、適用の日の順日を行うに、(注) 1189、092、800円(本有価証券通出日現在における見込間である。) (注) 1189、092、800円(本有価証券通出普提出日現在における見込間である。) (注) 1180 が 3 3 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3
使価額の算出にあたり使用すべき時値につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づ (調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う、(7) 本職第3項及び本項に足めるところにより行便価額の修正りは、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整部行使価額、修正又は調整を行うときは、当社は、必らかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整部行使価額、修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじの過期の日で心が異なります。(日、本項算(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日の前日までに前記の通知を行うととができないときは、適用の日的原連やかにこれを行う。(注) 別記「新株予的権の行使によりは大さき名の公権、関連を行うならの総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の信任期間内に行便期間のが終額は増加する資本を介づる場合の株式の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予的権の行使により株式を発行する場合には、本新株予約権の信任期間内に行便期的がある。本新株予約権の行使によりは大き発行する場合の株式の発行価格と対策の必要が関係のの総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数 「欄記載の主ない数」欄記載の本新株予約権の行使によりは大き発行する場合における管理なの条件を制権の行便により以交付する当社普通株式、1株の発行価格と本新株予約権の行使により及付する当社等通株式、2項に看格本の額を回りのおる株式の教政策に、日本新株予約権の行使により支配を発行する場合における資本全の額は、会社計算規則第17条第1項の違定に従い算出される資本全等増加限度額の2分の1の金額としては計なが成果、1月の流域を引力とはい算出される資本全の額を通り上げた限でする。)当該資本金・等増加限度額から増加する資本全の額と、会社計算規則第17条第1項の定定に従い算出される資本金・額は、会社計算規則第17条第1項の違定に従いませた。(2) 収引所において助き資本金・等増加限度額から増加する資本金・額は、会社計算規制第17条第1項の対策と同じを対策を引力とないとの事の発生した日のうち取引日に該当する場と1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、
があるとき。
(6) 本頃第(2)号の規定にかかわらず、本頃第(2)号に基づく調整後行使価額を初めで週月でも日か本欄等 3項に基づく行使価額の修正又は調整を行う。では、必要な調整を行う。 (7) 本欄第3項に基づく行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、必要な調整を行う。 (7) 本欄第3項のび本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当時を行うときは、当時を1分との適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに素が終于。 的権の新株子的権者に適却する。但し、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに素が終于。 的権の新株子的権者に適力する。但し、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前述の連知を行うことができないときは、適用の日の時までしまがたる。 (注) 別記「新株子的権力では時の込込金額」備第3页以は第4項により、行使価額が修正又は調整を行信価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株子的権の行便により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株子的権の行便により排式を発行する場合の株式の発行価額の総額は関心とする可能性がある。本新株子的権の行便により排式を発行する場合の株式の発行価格が表が関係の行便によりは対する資本を発行する場合の株式の発行価格数の総額を担かる。 新株子的権の行便に関して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新・本分権をの目のする多本状の総数ではした類を1分に対した対象を、別記「新株子約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株子的権の目の目の表が状の後数で機能を加えた類を、別記「新株子約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株子的権の目の日である株式の総数ではした類を1分に対したないまな会が資本金額は、会社計算規則第17条第1項の端数が生じる場合における増加する資本金の額とよれ計算規則第17条第1項の端数が生じる場合における増加する資本金の額とよび資本金の額として指する場本金の額として指する資本金の額として指する資本金の額として指する資本金の額として指する資本金等増加限度額の2分の1の金額とし行第の結果1項内限により指する資本金の額数を2010上で指数での額として指する資本金の額とはいませた場合での額とよりに対しませませた。例は19年3月6日付定目を2010年7月8日付定をむ。まま終21と結合での額と14年7月6日では新株式の普通取引が放日行び取引の企業を21年7月6日付定目の2019年7月8日(当日を含む、)までとする。19時2年3月6日である市場記載事由市場記載事由とは、以下の事由をいう。(1) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める市場記載事由 市場混乱事由とは、以下の事由をいう。(1) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める市場混乱事由とは、以下の事由をいう。(1) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める市場記載事前を分析をの行で表される。19時2年1年7月7日では新株式が取引所の定める市場記載事由の発生した日のうち取引の行で表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が
る日が本標第 3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行うときは、当社は、あらかいの書面によりでの書面によりでの事由、修正又は、調整を行きのできた。 (7) 本欄第 3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行きの書は、当社は、あらかいの書面によりである。 (1) 対策のできないときない。適用の日の前日までに本新株子約権の行使により株式を発行する場合の (2) 政別の事情を対している。 (2) 別別に「新味予約権の行便により株式を発行する場合の額 (3) 別別に「新味予約権の行便により株式を発行する場合の額 (4) 別別に「新味予約権の行便により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額が出り、 (4) 別別に「新味予約権の行便により株式を発行する場合の (5) 別別に「新味予約権の行便により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は近少する可能性がある。 (4) 財場では、本新株予約権の行便により株式を発行する場合の株式の発行値をしたり、場合の総額は関いては、本新株予約権の行便により株式を発行する場合の株式の発行価格が、 (5) 別別に「新味予約権の行便により株式を発行する場合の株式の発行値をしたり、 (5) 別別に「新味予約権の行便によりは株式を発行する場合の株式の発行価格が、 (5) 別別に「新味予約権の行便によりは株式を発行する場合の株式の発行価格が、 (5) 別別に「新味予約権の行便により、 (5) 新味予約権の経額を加えた「額を、別別に「新味予約権の組額に、「行便請求に係る本新株予約権の発育をがより行便により、 (5) 新味予約権の行用をしたり、 (5) 新味予約権の自的となる株式の数別、 (6) 関連をして、 (6) 第 (6)
を行う。
(7) 本欄第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかいめ書面によりでの音並びにその事由、修正又は調整を行うときは、当社は、あらかいめ書面によりでの音並びにその事由、修正又は調整的行使価額。後正又は調整後行便価額及びその適用の日本の他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予的権の所株予的権の折床予約権の指、予め権者に適知する。但し、本前様子の地層での場別を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。第代する場合の額別を行うる場合のの観額を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。第代する場合の額別の2分の日(4年有値部が展別に関連とは、1ときは、適用の日以降速やかにこれを行う。別記、新株予約権の行便の込込金額/編第3項又は第3項又は表現行価額の総額は初以に減少する可能性がある。本新株予約権の行便により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額が担づくでは、本新株予約権の行便により株式を発行する場合の株式の発行価格が表別をの行機によりは未立を発行する場合の株式の発行価格が表別をの行便によりは大きを発行する場合の株式の発行価格が表別をの行便によりは大きを発行する場合の株式の発行価格が表別をの行便に関しておい込むべき全額の総額に使いる企業の経額は初りてあるを第分では、1、新株予約権の行便によりは大きを発行する場合の株式・行便請求に係る本新株予約権の発行で関心と対策式を発行する場合の株式・行便請求に係る本新株予約権の発行で関いと対策式を発行する場合において掲記載の必要を指摘の総額を加えた観光、1を表現を表現を表現しているのでは、1、新株予約権の行便により当社普通株式を発行する場合において増加する資本全の額ととは計算の経費とは計算が対象が生しる場合はよりは対策を増加する資本等増加限度額の2分の一般を付け使用制の過数とは対策がありまります。3、本新株予約権の行使期間は、当該がままを発行する場合において調合を増加する資本等増加限度額の2分の金額を対した額を増加する資本等増加限度額の2分の金額を対して調を増加する資本等増加限度額の2分の金額を対した額を増加する資本等増加限度額の2分の金額を対して対策の数が生しる場合は表別を増加する資本等増加限度額の2分の金額を対した額を増加する資本等増加限度額の2分の金額を対して対策の数が生しる場合は表別を増加する資本等増加限度額の2分の金額を対した額を増加する資本等増加限度額がでは関係では関係では関係では関係では関係では関係では関係では関係では関係では関係
調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予的権の指体予約権者に通知する。但し、本項第(2)号 の場合その他目用の日の前日までに本新株予約権では、1,189,092,800円、本有値影解出書型出日現在における見込額である。) (1,189,092,800円、本有値影解出書型出日現在における見込額である。) (1,189,092,800円、本有値影解出書型出日現在における見込額である。) (1,189,092,800円、本有値影解出書型とは、適用の日以降速やかにこれを行う。 は調整された場合には、本新株予約権の行使により状式を発行する場合の株式の発行価額の総額に対して対している。 (1,189,092,800円、本有値影解出書型とは、地球大学科学の子質をより株式を発行する場合の株式の発行価額の総額に対して対している。) (1,189,092,800円、本有値形式の発行の値段の総額に対して対している。) (1,189,092,800円、本有値の総額により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び質本組入額 (1,189,092,800円では、対域により、行使調求に係る本新株予約権の行使により対する当社普通株式を発行する場合の株式の発行価格をが関から増加さる資本を発行する場合の形式の機能を加えた経を、別記・新株予約権の行使により対する当社普通株式を発行する場合において場のの場では、分析状予約権の行使によりは株式を発行する場合において場合の場合の時では、1,189,092,092,092,093,093,093,093,093,093,093,093,093,093
新株予約権の行使により株式を発着に通知する。但し、本項第(2)号 の場合その他適用の目の前日までに前記の過程行うことさは、適用の日以陰速やがここれを行う。 (注) 1,189,082,800円(本有価証券届出曹拠出日現在における見込額である。) (注) 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。新株予約権の行便により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の行便により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の行便により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額に対したでして、数額・2・新株予約権の行便により決でする当社普通機は、1株の発行価格と本新株予約権の行便により交付する当社普通機は、1株の発行価格と本新株予約権の行便によりでは、1、大の発行者格と本新株予約権の行便によりでは、1、大の発行者格と本新株予約権の行便に関して私い込むべき金額の総額に、行便請求に係る本新株予約権の行便に関して私い込むべき金額の総額に、分程請求してある。計算規則等行第第1項の規定に従り設定して、1、全社計算規則等行第第1項の端数が生じる場合において増加する資本金及び資本準備金の額ととは計算規則等行第第1項の端数が生じる場合において増加する資本金の額は、会社計算規則等行第第1項の端数で出り上げた額とする。会社計算規則等行第第1項の端数で比り上げた額を増加する資本金等増加限度額から増加する資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(目算の結果1円未満の端数が生じる場合を専り加限度額の2分の1の金額を減して関助のに対して増加する資本金等増加限度額の2分の1の金額を減して対して増加する資本金等増加限度額の2分の11年を18日間と2019年3月8日(当日を含む。)から2019年7月8日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行便期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。 1、本部株予約権の行便期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。 1、計算記書申は、以下の事由を対しが取引所により部を指すのでは、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1
でに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。 新株予約権の行 使により株式を 発行する場合の 検式の発行の簡額 の総額 が終近の次の発行の簡額 の総額 が終近の次の発行の が大式の発行の名称 が表対権の行使により株式を 発行する場合の が大式の発行の個額 の総額 が表するの様式の発行の名称 が表対権の行使により株式を 発行する場合の 株式の発行の値移 の状式の発行の値移 の状式の発行の値移 及び資本組入額 1 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行の個額の機額は、大変性ではより株式を 発行する場合の 株式の発行の値移 及び資本組入額 2 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行の偏額の総額を加えた3額を、別記が、1 は か
新味予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額 (注)別記「新株予約権の行使時の払込金額、欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額 (対し 調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額 (対し 調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 (対し 減少する可能性がある。本新株予約権の権利行の株式の発行価額の総額 (対し 減少する可能性がある。 (本新株予約権の行使に制度 (対し 対し がある) (が表しまり株式を発行する場合の株式の発行価額の総額に対しする可能性がある。 (本新株予約権の行使に応じたは、本新株予約権の行使により (本新株予約権の行使に応じた、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、
使により株式を 発行する場合の 株式の発行価額 の総額 新珠予約権の行便により株式を 発行する場合の株式の発行価額 の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の種利行使期間内に行便が行われない場合には、本新株予約権の行便により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。 1. 新株予約権の行便により株式を発行する場合の株式1、株の発行価格 本新株予約権の行便により株式を発行する場合の株式1、株の発行価格 本新株予約権の行便により株式を発行する場合の株式1、株の発行価格 本新株予約権の行便になり株式を発行する場合により体式を発行する場合に係る本新株予約権の行便に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の行便により株式を発行する場合における増加する資本金の額ととし信算の結果・日本素・当期の規定に従い算出される資本金等増加限度額から増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額から増加する資本金の額ととし信頼の結果・日本素・自力を持ていて、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、
飛行する場合の 株式の発行価額 の総額 新株予約権の行使により 新株予約権の行使により を持行する場合の 株式の発行価格 及び資本組入額 2 新株予約権の行使により が表別を の能額は増加スは減少する可能性がある。 新株予約権の行使により 本新株予約権の行使により を関いを を関いを を関いを を利けする場合の 株式の発行価格 及び資本組入額 2 新株予約権の行使により を利けする場合の を利けする場合の を利けする場合の を利力を を利力を のを行うを を利力を のを行動を を利力を のを行動を のでは のでは のでは のでは のでいる を大きの のでいる を大きの のでいる を大きの のでいる を大きの のでいる を大きの のでいる を大きの のでいる を大きの のでいる を大きの のでいる を大きの のでいる を大きの のでいる を大きの のでいる を大きの のでいる を大きの のでいる を大きの のでいる を大きの のでいる を大きの のでいる のでは のでいる のでは のでいる のでは のでいる のでは のでいる のでは のでいる のでは のでいる のでは のでいる のでは のでいる のでは のでは のでいる のでは のでいる のでは のでいる のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでいる のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは
の総額 われない場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の 総額は減少する可能性がある。 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の発行値格と、り受付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の発行した。 2 新株予約権の行使によりは大計・選び、新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の行使により地式普通株式を発行する場合におけて増加する資本金の強は、会社計算規則第1条第1項の規定にい算出される資本金等増加する資本金の額と、会社計算規則第1条第1項の規定にい算出される資本金等増加する資本金の額とは、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。 2 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額とする会社計算規則第1条第1項の規定が、単立の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。 3 一本新株予約権の行使期間の最終日までに本欄第2項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間の最終日までに本欄第2項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間の最終日までに本欄第2項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引所において到ま活連株式が割所により監理銘柄に指定されている場合(2)取引所において当社普通株式が割削所により監理銘柄に指定されている場合(2)取引所において取引的定とないは整理銘柄に指定されている場合(取引所において取引的定とないは整理銘柄に指定されている場合(取引所において取引的定とないが表合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップを分)で確定したか否かにかからないものも様表の単値の引限値幅の下限(ストップを分)で確定としたか否かにかわらないものも様表の単値の引限値幅の下限(ストップを分)を設置を対したが表の取引が対していまれていまが表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の
総額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 及び資本組入額
使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の発行価格及び資本組入額 2 新株予約権の行使により連れき適齢を対した額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の行使により当社普通体式を発行する場合における資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通体式を発行する場合におけて増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とられば関係のでは、10世界の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を増加する資本金の額ととしに計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を増加する資本金の額ととりに対すの結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を増加する資本準備金の額とする。、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。 新株予約権の行使期間 2019年3月6日(当日を含む、から2019年7月8日(当日を含む、)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに本欄第2項に定める市場混乱事由が生じた場合、表が未分約権の行使期間の最終日までに本欄第2項に定める市場混乱事由が生じた場合、(2)取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引的定が全くない場合) (3)当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引的定が全くない場合) (3)当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引的定が全くない場合) (3)当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引的定が全くない場合) (3)当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引的定が全くない場合) (3)当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引的定域を対しませいる場合(取引所において取引が終日行われなかった場合(取引所において取引が終日が表)をでで定したか否かに対しませいます。まずまでは、まがまでは、まずまでは、まがまでは、まずまでは、まがまでは、まずまでは、まずまでは、まずまでは、まがまでは、まずまでは、まずまでは、まがまでは、まずまでは、まがまでは、まがまがまが
発行する場合の 株式の発行価格 及び資本組入額 2 新株予約権の行使に除して私い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行 価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約 権の目的である株式の総数で除した額とする。 2 新株予約権の行使により3社計通機大き発行する場合における資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により3社計通機大き発行する場合における資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。 新株予約権の行使期間 2019年3月6日(当日を含む。)から2019年7月8日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに本欄第2項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。 2 市場混乱事由 市場混乱事由 市場混乱事由とは、以下の事由をいう。 (1) 当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合) (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップを)のま土経過株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップを)のま土経過株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値を下限(ストップを)のまま終了した。 第本務本の受付場所 取次場所及び払込取扱場所 接当連邦なびので行使請求の受付場所 株式会社中国銀行 三本松支店 新株予約権の行使の条件 新株予約権の行使の条件 新株予約権の行の等の事由及 取得の事件 新株予約権の同額 該当事項なし。 該当事項なし。
株式の発行価格 及び資本組入額
2 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により出社普通株式を発行する場合におけて増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従り第出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減した額を増加する資本準備金の額とする。 新株予約権の行使期間 2019年3月6日(当日を含む。)から2019年7月8日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに本欄第2項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。 2 . 市場混乱事由 市場混乱事由とは、以下の事由をいう。(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合(2) 取引所において取引的定が全くない場合) (3) 当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引的定が全くない場合) (3) 当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引的定が全くない場合) (3) 当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引的定が全くない場合) (3) 当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引的定が全くない場合) (4) 当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引的定が全くない場合) (5) 当社第通様でので使請求の受付場所株式会社アイ・アールジャパン証券代行業務部 2 に使請求の取り場所を対してできないも対しているとする。 3 ・行使請求の取り場所を対しているといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。 新株予約権の行使期間 2019年3月6日(当日を含む。)から2019年7月8日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに本欄第2項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。 2.市場混乱事由とは、以下の事由をいう。 (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合(2)取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合) (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらないものとする。) 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所び払込取扱場所 び払込取扱場所 び払込取扱場所 び払込取扱場所 を対策が取り、場所において対策が関係を対している。 3.行使請求の取り、場所に対している場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)をいものとする。) 新株予約権の行使活求の取り場所をは、対策が関係を対しているとする。 3.行使請求の取り場所を対しているとする。 3.行使請求の取り場所を対しているとする。 3.行使請求の取り場所を対しているとする。 3.行使請求の取り場所を対しているとする。 3.行使請求の取り場所を対しているとする。 3.行使請求の取り場所を対しているとする。 3.行使請求の取り場所を対しているとする。 3.行使請求の取り場所を対しているとする。 3.行業務部 4.行業務部 3.行業務部 4.行業務部 4.行業
会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。 新株予約権の行使期間 2019年3月6日(当日を含む。)から2019年7月8日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに本欄第2項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。 1 市場混乱事由とは、以下の事由をいう。 (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップを)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらないものとする。) 新株予約権の行使請求の受付場所、株式会社アイ・アール・ジャパン 証券代行業務部 2 ・行使請求の取次場所該当事項なし。 新株予約権の行使の条件 の取得の事件と 新株予約権の行の事由及び取得の条件 新株予約権の額に関する事項 代用払込みに関 該当事項なし。 該当事項なし。 該当事項なし。 該当事項なし。 該当事項なし。 該当事項なし。 該当事項なし。 言述ない第数が生じる場合は、第数に関する事項 代用払込みに関
とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。 新株予約権の行使期間 2019年3月6日(当日を含む。)から2019年7月8日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに本欄第2項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間の最終日までに本欄第2項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。 2 市場混乱事由とは、以下の事由をいう。 (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合(2)取引所において取引的定が全くない場合) (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらないものとする。) 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ア・アールジャパン証券代行業務部 2 ・「使請求の取り場所 株式会社でアールジャパン証券代行業務部 2 ・「使情謝なの取り場所 株式会社での取り場所 株式会社で回銀行 三本松支店 新株予約権の行使の条件 自己新株予約権のの取得の事由及び取得の条件 新株予約権の譲渡に関する事項 代用払込みに関 該当事項なし。 としている場といる場がある場がある場がある場がある場では、まず、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、
演本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。 新株予約権の行使期間 2019年3月6日(当日を含む。)から2019年7月8日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに本欄第2項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。 2 ・市場混乱事由 市場混乱事由 市場混乱事由とは、以下の事由をいう。(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合) (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップを)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらないものとする。) 新株予約権の行 機請求の受付場所 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部 2 ・行使請求の取次場所 該当事項なし。 新株予約権の行 での条件 自己新株予約権の
る。 新株予約権の行使期間 2019年3月6日(当日を含む。)から2019年7月8日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに本欄第2項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。 2 ・市場混乱事由とは、以下の事由をいう。 (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合 (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合) (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらないものとする。) 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 が払込取扱場所 が、取次場所及 び払込取扱場所 が、取次場所及 び払込取扱場所 が表子的権の行使の条件 自己新株予約権の 取得の事由及び取得の条件 新株予約権の譲渡に関する事項 代用払込みに関 該当事項なし。
新株予約権の行使期間 2019年3月6日(当日を含む。)から2019年7月8日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに本欄第2項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間の最終日までに本欄第2項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。 2.市場混乱事由とは、以下の事由をいう。 (1)当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合(2)取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合) (3)当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらないものとする。) 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 株式会社アイ・アール・ジャパン 証券代行業務部 2.行使請求の取次場所該当事項なし。 3.行使請求の払込取扱場所株式会社中国銀行 三本松支店本株予約権のでの事件 自己新株予約権のでは、該当事項なし。 数当事項なし。 数当事項なし。 数当事項なし。 数当事項なし。
新株予約権の行使期間の最終日までに本欄第2項に定める市場混乱事由が生じた場合、本 新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分 だけ、20取引日を上限に延長される。 2.市場混乱事由 市場混乱事由とは、以下の事由をいう。 (1)当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合 (2)取引所において取 引約定が全くない場合) (3)当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取 引約定が全くない場合) (3)当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)の まま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分) で確定したか否かにかかわらないものとする。) 新株予約権の行 使請求の受付場所 株式会社アイ・アール・ジャパン・証券代行業務部 2.行使請求の取次場所 該当事項なし。 3.行使請求の私込取扱場所 株式会社中国銀行 三本松支店 新株予約権 の取得の事由及 び取得の条件 「該当事項なし。 該当事項なし。 該当事項なし。 該当事項なし。 該当事項なし。 該当事項なし。
新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。 2 ・市場混乱事由 市場混乱事由とは、以下の事由をいう。 (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合 (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合) (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらないものとする。) 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部 2 ・行使請求の取次場所 該当事項なし。 3・行使請求の私込取扱場所 株式会社中国銀行 三本松支店 本新株予約権のの条件 本新株予約権の事由及び取得の条件 該当事項なし。 渡に関する事項 該当事項なし。 渡出事項なし。 該当事項なし。 該当事項なし。 該当事項なし。
だけ、20取引日を上限に延長される。 2 . 市場混乱事由
2 . 市場混乱事由 市場混乱事由とは、以下の事由をいう。 (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合 (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合) (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらないものとする。) 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部 2 . 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3 . 行使請求の払込取扱場所 株式会社中国銀行 三本松支店 新株予約権の行使の条件 自己新株予約権のの専由及び取得の条件 新株予約権の譲渡に関する事項 代用払込みに関 該当事項なし。 3 . 市場に関する事項 で用払込みに関 該当事項なし。
市場混乱事由とは、以下の事由をいう。 (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合 (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合) (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらないものとする。) 新株予約権の行使請求の受付場所株式会社アイ・アールジャパン証券代行業務部 2. 行使請求の取び場所該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所株式会社中国銀行三本松支店 新株予約権の行使の条件 自己新株予約権の譲取得の条件 新株予約権の譲渡に関する事項 代用払込みに関該当事項なし。 該当事項なし。
(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合) (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらないものとする。) 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所を当事項なし。 3・行使請求の取次場所においての受付場所は対象がある。) ***********************************
引約定が全くない場合) (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらないものとする。) 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所
(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)の まま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらないものとする。) 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の弘込取扱場所 株式会社中国銀行 三本松支店 新株予約権の行使の条件 自己新株予約権の あ事項 での事由及び取得の条件 新株予約権の譲渡に関する事項 代用払込みに関 該当事項なし。
まま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分) で確定したか否かにかかわらないものとする。) 新株予約権の行 使請求の受付場 所、取次場所及 び払込取扱場所 が払込取扱場所 新株予約権の行 使の条件 自己新株予約権 の取得の事由及 び取得の条件 新株予約権の譲 渡に関する事項 代用払込みに関 該当事項なし。 まま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分) で確定したか否かにかかわらないものとする。) 1.本新株予約権の行付請求の受付場所 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部 2.行使請求の取次場所 該当事項なし。 まさり、 「おいます」 「おいまする」 「おいます」 「おいます」 「おいます」 「おいます」 「おいます」 「おいます」 「おいます」 「おいます」 「おいまする」 「おいます」 「おいまする」 「おいます」 「おいまする」 「おいます」 「おいます」 「おいまする」 「おいます」 「おいます」 「おいまする」 「おいます」 「おいます」 「おいまする」 「おいまする」 「おいまする」 「おいまする」 「おいまする」 「おいまする」 「おいまする」 「おいまする」 「おいまするまする。「おいまする」 「おいまする」 「おいまするまする。「おいまする」 「おいまする」 「おいまする」 「おいまする」 「おいまする」 「お
で確定したか否かにかかわらないものとする。) 新株予約権の行 使請求の受付場 所、取次場所及 び払込取扱場所 が払込取扱場所 新株予約権の行 使の条件 自己新株予約権 の取得の事由及 び取得の条件 新株予約権の譲 渡に関する事項 代用払込みに関 該当事項なし。 で確定したか否かにかかわらないものとする。) 1.本新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部 2.行使請求の取次場所 株式会社中国銀行 三本松支店 本新株予約権の一部行使はできない。 本新株予約権の一部行使はできない。 該当事項なし。 該当事項なし。 該当事項なし。 該当事項なし。
新株予約権の行使請求の受付場で使請求の受付場所 使請求の受付場所 所、取次場所及 び払込取扱場所 び払込取扱場所 をお出する が扱うの をおれる であれる であれる での条件2. 行使請求の取次場所 ・該当事項なし。 ・本新株予約権の一部行使はできない。 ・本新株予約権の一部行使はできない。新株予約権の の取得の事由及び取得の条件 新株予約権の譲渡に関する事項該当事項なし。代用払込みに関 でおいる でおいる でおいる ・おいる
使請求の受付場 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部 2 . 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3 . 行使請求の払込取扱場所 株式会社中国銀行 三本松支店 本新株予約権の行使の条件 高己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 新株予約権の譲渡に関する事項 に関する事項 該当事項なし。 該当事項なし。 該当事項なし。 該当事項なし。 該当事項なし。 該当事項なし。
び払込取扱場所 該当事項なし。 3.行使請求の払込取扱場所 株式会社中国銀行 三本松支店 新株予約権の一部行使はできない。 自己新株予約権 の取得の事由及 び取得の条件 新株予約権の譲渡に関する事項 代用払込みに関該当事項なし。
3.行使請求の払込取扱場所 株式会社中国銀行 三本松支店 新株予約権の行 使の条件 自己新株予約権 の取得の事由及 び取得の条件 新株予約権の譲 渡に関する事項 代用払込みに関 該当事項なし。
株式会社中国銀行 三本松支店 新株予約権の行
新株予約権の行使の条件本新株予約権の一部行使はできない。自己新株予約権の事項該当事項なし。び取得の条件該当事項なし。新株予約権の譲渡に関する事項該当事項なし。代用払込みに関該当事項なし。該当事項なし。
使の条件 自己新株予約権 の取得の事由及 び取得の条件 新株予約権の譲渡に関する事項 代用払込みに関 該当事項なし。
自己新株予約権 の取得の事由及 び取得の条件 新株予約権の譲 渡に関する事項 代用払込みに関 該当事項なし。
の取得の事由及 び取得の条件 新株予約権の譲 渡に関する事項 代用払込みに関 該当事項なし。
び取得の条件新株予約権の譲 渡に関する事項該当事項なし。代用払込みに関該当事項なし。
渡に関する事項 代用払込みに関 該当事項なし。
代用払込みに関し該当事項なし。
する事項
組織再編成行為 該当事項なし。
に伴う新株予約
権の交付に関す
る事項

(注) 1.本新株式及び行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載の通りの目的のための資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「(4) 本スキームの特徴」及び「(5) 他の資金調達方法」に記載の通り、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、「(2) 資金調達方法の概要」に記載した資金調達方法(以下「本スキーム」といいます。)が現在の当社の資金ニーズを満たす最も適切な資金調達手法であることから、本スキームによるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、本スキームを採用することを決定しました。

(1) 資金調達の目的

当社グループは、イオン液体 *1 を利用した独自の経皮製剤技術ILTS $^{@}$ (Ionic Liquid Transdermal System)、薬物のナノコロイド *2 化技術を利用した独自の経皮製剤技術NCTS $^{@}$ (Nano-sized Colloid Transdermal System)を中心とした医薬品製剤技術を用いて、低分子から高分子に至る様々な有効成分の経皮吸収 *3 性を飛躍的に向上させることにより、新しい医薬品を開発することを事業の中核に据えた創薬ベンチャーであります。現在、CPN-101(MRX-4TZT):痙性麻痺治療薬(チザニジン *4 テープ剤)、MRX-10XT:中枢性鎮痛貼付剤(オキシコドン *5 テープ剤)、MRX-5LBT:帯状疱疹後の神経疼痛治療薬(リドカイン *6 テープ剤)の3つのパイプラインについて、米国での臨床開発を実施中です。また、MRX-7MLL:アルツハイマー治療薬(メマンチン *7 貼付剤)についても、2019年に米国での臨床開発を開始することを計画しています。

これらパイプラインの中で、最も開発が進んでいるのがMRX-5LBTです。2018年6月6日に「MRX-5LBTの生物学的同等性を示す検証的臨床試験 *8 結果のお知らせ」でお知らせしましたように、参照製品である Lidoderm 8 との検証的な比較臨床試験を実施し、505b2開発過程において最も重要な指標であるLidoderm 8 との生物学的同等性を示す結果を得ました。その後、新薬承認申請(New Drug Application)に向けたデータ パッケージについて米国規制当局であるアメリカ食品医薬品局(FDA: Food and Drug Administration)と協議を行っておりましたが、2018年11月の面談会議の結果、MRX-5LBTが慢性疾患治療薬として長期に亘り連続使用される可能性が十分あることより、長期の安全性を確認する試験を中心に、当初想定していたよりも多くの試験が必要となりました。この試験費用は当初想定を7億円~8億円上回るものであり、上記4つのパイプラインの開発を並行して進めるためには、現有資金(2018年12月末時点の現預金残高1,796百万円)に加えて新たな開発資金を獲得することが必要となりました。

今回の資金調達の第一の目的は、MRX-5LBTについて現行計画通り2020年に新薬承認申請するために、FDAから要求された安全性等を確認するための臨床試験及び非臨床試験*9等を実施する資金を早期に確保することにあります。

今回の資金調達の第二の目的は、新規の自社開発パイプラインの開発資金を機動的に得ることにあります。上記4つのパイプライン以外の複数の自社開発パイプライン候補(疼痛治療薬剤、精神疾患治療薬剤等の経皮吸収型医薬品)について、当社独自の経皮製剤技術を用いた製剤開発が完了しFDAに治験前相談(pre IND meeting)を要請している段階にあります。治験前相談に対するFDAからの回答が得られ開発資金が確保され次第、直ちにこれらの自社開発パイプライン候補の中からFDAの回答及び当社の開発ポートフォリオ全体を考慮した上で一つのパイプラインを選択して、非臨床試験とそれに続く臨床第1相試験を実施する計画です。

ILTS[®]、NCTS[®]に代表される当社グループの医薬品製剤技術を大きな事業価値として具現化するために、また各パイプラインが内包している開発進捗不順による収益の不確実性を分散するための方策としても、積極的に開発パイプラインのポートフォリオを充実させることが当社グループの収益基盤を強化・複線化する最善の手段であり、中長期的な当社グループの企業価値向上に資すると考えております。

(語句説明)

- (*1)イオン液体とは、融点が100 以下の塩(えん)のことで、常温溶融塩とも呼ばれています。低融点、高イオン伝導性、高極性、不揮発性、不燃性等の特徴を有しており、太陽電池や環境に優しい反応溶媒等、多方面における応用が検討されています。当社では、薬物をイオン液体化する、又は、イオン液体に薬物を溶解することにより、当該薬物の経皮浸透性を飛躍的に向上させることができることを世界に先駆けて見出しました。現在までに、 人体への使用実績がある化合物の組み合わせによる安全性が高いと考えられるイオン液体ライブラリー、 対象薬物の経皮浸透性向上に適したイオン液体の選択に関するノウハウ、 薬物を含有するイオン液体をその特性を保持したまま使い勝手のよい形(貼り薬、塗り薬等)に製剤化するノウハウ等を蓄積しています。これらのノウハウ等も含めた独自の経皮吸収型製剤作製技術を総称して、ILTS[®](Ionic Liquid Transdermal System)と呼んでいます。
- (*2)コロイドとは、液体、固体又は気体にある粒子が均一に分散している状態をいい、ナノコロイドとは、粒子がナノサイズのコロイドです。
- (*3)経皮吸収とは、皮膚から(薬物を)体内に吸収・浸透させることです。
- (*4)チザニジンとは、中枢性筋弛緩剤(脳や脊髄にある中枢神経に作用して筋肉の緊張を緩和する薬)の一種で、痛みを伴う肩こりや腰痛、五十肩、緊張性頭痛等の治療及び痙性麻痺等の筋肉がこわばる症状の治療に使用されています。

EDINET提出書類 株式会社メドレックス(E27208)

有価証券届出書(組込方式)

(*5)オキシコドンとは、中枢性鎮痛薬(脳や脊髄にある中枢神経に作用して痛みを抑制する薬)の一種で、 医療用麻薬に指定されており、重度の急性疼痛、慢性疼痛及び癌性疼痛に使用されています。

- (*6)リドカインとは、神経末端において痛みの信号を遮断することにより痛みを軽減させる、局所麻酔薬 の一種です。
- (*7)メマンチンとは、グルタミン酸NMDA受容体拮抗薬で、中等度及び高度アルツハイマー型認知症における認知症症状の進行を抑制する薬です。
- (*8)臨床試験とは、薬剤候補について、有効性と安全性を実証するために、ヒトを対象として実施する試験の総称です。少数健常人を対象として安全性及び薬物動態を確認する第 I 相試験、少数患者を対象として有効性及び安全性を探索的に確認する第 相試験、多数患者を対象として有効性及び安全性を検証する第 相試験に区分されます。
- (*9)非臨床試験とは、薬剤候補について、ヒトにおける試験を実施する上で十分な安全性と有効性がある ことの確認を目的として、主に動物を用いて行われる試験です。

(2) 資金調達方法の概要

今回の本新株式及び本新株予約権による資金調達は、当社が、当社大株主の松村眞良(当社代表取締役会長)、松村米浩(当社代表取締役社長)及びその親族が株式を保有する資産管理会社である株式会社MMを割当先として本新株式を上記「2 募集株式の方法及び条件 (2)募集の条件 (注)3」に記載の金額にて割当てその払込みを受けること、及び当社がEVO FUNDを割当先として本新株予約権を割り当て、その行使が行われることによって当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、本新株予約権について、割当予定先であるEVO FUNDとの間で、本新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の内容を含む本新株予約権買取契約を締結する予定です。

行使コミット条項

<コミット条項>

EVO FUNDは、本新株予約権の払込期日の翌日(当日を含む。)から、原則としてその62価格算定日目の日(当日を含む。)(以下「全部コミット期限」といいます。)までの期間(以下「全部コミット期間」といいます。)に、EVO FUNDが保有する本新株予約権の全てを行使することを約します。

かかる全部コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の確実性を高めることができます。また、EVO FUNDは、本新株予約権の払込期日の翌日(当日を含む。)から、原則としてその32価格算定日目の日(当日を含む。)(以下「前半コミット期限」といいます。)までの期間(以下「前半コミット期間」といいます。)に、928,000株相当分以上の本新株予約権を行使することを約します。

市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、全部コミット期限は2019年6月10日(本新株予約権の払込期日の翌日から起算して62価格算定日目の日)であり、前半コミット期限は2019年4月19日(本新株予約権の払込期日の翌日から起算して32価格算定日目の日)でありますが、この期限までに市場混乱事由が発生した場合、これが発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の期限は延長されることとなります。

また、全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合(以下「コミット期間延長事由」といいます。)には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計4回(20価格算定日)を上限とします。)。前半コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、前半コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計2回(10価格算定日)を上限とします。)。

なお、全部コミット期間及び前半コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。 < コミット条項の消滅 >

前半コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う前半コミット期間の延長が2回を超えて発生した場合、前半コミットに係るEVO FUNDのコミットは消滅します。同様に、全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合、全部コミットに係るEVO FUNDのコミットは消滅します。

また、全部コミット及び前半コミットに係るEVO FUNDのコミットは、本新株予約権の払込期日の翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合にも消滅します。

なお、これらのコミットの消滅後も、EVO FUNDは、その自由な裁量により任意の数の本新株予約権を行使することができます。

行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、2019年3月6日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、EVO FUNDと議論を行った上で、同種の資金調達案件との条件比較から、EVO FUNDの投資家としての収益確保のためにディスカウント率を6%として計算することとしました。但し、当該金額が本新株予約権に係る下限行使価額を下回る場合には当該下限行使価額が修正後の行使価額となります。

EDINET提出書類 株式会社メドレックス(E27208) 有価証券届出書(組込方式)

下限行使価額は、条件決定日の直前取引日の取引所における条件決定基準株価の50%に相当する金額としますが、上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

下限行使価額の水準については、EVO FUNDの投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素をEVO FUNDと当社間で議論の上決定したものであります。

(3) 資金調達方法の選択理由

上記「(1) 資金調達の目的」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討していましたところ、EVOLUTION JAPAN証券株式会社から本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの提案を受けました。同社より提案を受けた本スキームは、本新株式の発行により、当初の証券発行時点で一定の資金を調達できるとともに、想定的に調達額の大きな比重を占める本新株予約権に係る資金調達を組み合わせることで、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができます。また、全体として当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。また、当社は、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(5) 他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、新株式の発行のみでは充足できない必要資金を新株予約権の第三者割当によって調達する本スキームが下記「5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に必要となる資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

(4) 本スキームの特徴

本スキームによる資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

「メリット 1

発行時に一定の資金調達が可能

本新株式の発行により、証券の発行時に一定程度の資金を調達することが可能です。

本新株式にディスカウントがないこと

一般的に、新株式の発行による資金調達を行う場合、基準となる株価から一定のディスカウントを伴って株式が発行されます。しかし、本資金調達においては、当社代表取締役の更なる経営コミットを目的としており、本新株式は条件決定基準株価に基づき、ディスカウントなしで発行されます。

短期間における確実な資金調達

本新株予約権(対象となる普通株式数2,320,000株)は、原則として2019年6月10日までに全部行使(全部コミット)されます。

時期に応じた資金調達

全部コミットに加え、原則として2019年4月19日までに、本新株予約権の40%(対象となる普通株式数928,000株)の行使もコミット(前半コミット)されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、前半コミットによるより早期の段階におけるタイムリーな資金調達を両立することができます。

最大交付株式数の限定

本新株式の数(180,000株)に本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数(2,320,000株)を合算した 当社普通株式数は2,500,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されて おります。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

株価上昇時の調達額増額

本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

[デメリット]

当初に満額の資金調達ができないこと

本スキームにおいては、当初の証券発行時に一定の資金は調達できますが、新株予約権の特徴として、 新株予約権者による権利行使があって初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調 達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日時点の株価を下回り推移する状況では、発行決議日時点の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、株価が下限行使価額の110%を上回らない場合には行使が進まない可能性があります。

割当予定先であるEVO FUNDが当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先であるEVO FUNDの当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、EVO FUND が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を 募ることによるメリットは享受できません。

(5) 他の資金調達方法

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって 調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかもその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

第三者割当増資による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。なお、当社は、本新株予約権の発行と同時に、当社大株主の松村眞良(当社代表取締役会長)、松村米浩(当社代表取締役社長)及びその親族が株式を保有する資産管理会社である株式会社MMに対する第三者割当増資を行う予定ですが、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2)割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社代表取締役である松村眞良、松村米浩両名がこれまで以上に企業価値向上を目指して経営を担っていくことをコミットすることが目的であります。また、本新株式の発行のみでは各資金使途に必要となる資金を確保することは難しいことから、本新株式と本新株予約権の組み合わせによる本スキームが適当であると判断いたしました。

CBは発行時点で必要額を確実に調達できるという観点では今回のスキームよりもメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすと共に、償還時点で多額の資金が将来的に必要となるところ現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、MSCBは相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると考え、MSCBも今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施する事が出来ません。

借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。調達する資金の使途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

EDINET提出書類 株式会社メドレックス(E27208) 有価証券届出書(組込方式)

- 2.企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容該当事項はありません。
- 3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先と の間で締結する予定の取決めの内容

当社はEVO FUNDとの間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、上記「1.本新株式及び行使価額 修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要」記載 の内容を含む本新株予約権買取契約を締結する予定です。

- 4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 該当事項はありません。
- 5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取 決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役会長であり、大株主である松村眞良は、その保有する当社普通株式について、EVO FUNDへの貸株を行う予定です。

EVO FUNDは、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他処分しないものとする旨、上記貸主との貸株契約書にて定めております。

6. その他投資者の保護を図るために必要な事項 該当事項はありません。

7. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株 予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場 所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が上記(2)の口座に入金された日に発生します。
- 8. 本新株予約権に係る株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口 座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は本新株予約権に係る 新株予約権証券を発行しません。

9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の 規定の適用を受けるものとします。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定 める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)	
1,287,192,800	12,000,000	1,275,192,800	

- (注) 1.上記払込金額の総額は、本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を合算した金額であります。
 - 2.払込金額の総額の算定に用いた発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日の取引所終値等の数値を前提と して算定した見込額です。実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定されます。
 - 3.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の直前取引日の終値の94%に相当する金額を当初行使価額であると仮定し、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の当初行使価額は条件決定日に決定され、また、行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額並びに差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額並びに差引手取概算額は減少する可能性があります。
 - 4.発行諸費用の概算額の内訳は、本新株式及び本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。
 - 5.発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

当社は、MRX-5LBT: 帯状疱疹後の神経疼痛治療薬(リドカインテープ剤)について,FDAから要求された安全性等を確認するための臨床試験及び非臨床試験等を実施する資金並びに新規の自社開発パイプラインの開発資金の確保を目的として、本新株式及び本新株予約権の発行を決議いたしました。

本新株式及び本新株予約権の発行並びにEVO FUNDによる本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記の通り合計1,275,192,800円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下の通り予定しています。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
MRX-5LBT:帯状疱疹後の神経疼痛治療薬(リドカインテープ剤)の 安全性等を確認するための臨床試験及びその付帯費用	784	2019年 7 月 ~ 2020年 6 月
MRX-5LBT:帯状疱疹後の神経疼痛治療薬(リドカインテープ剤)の 安全性等を確認するための非臨床試験費用,CMC関連費用	320	2019年 7 月 ~ 2020年 6 月
新規自社開発パイプラインの非臨床試験,臨床第1相試験及びそ の付帯費用	171	2019年 7 月 ~ 2020年12月
合 計	1,275	

- (注) 1.本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、またEVO FUNDは本新株予約権買取契約において本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として62価格算定日以内に全ての本新株予約権を行使することをコミット(全部コミット)していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日の翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合及びコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合には消滅するものとされていることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。
 - なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。
 - 2.当社は、2018年4月27日に医薬品用途として世界初となるマイクロニードルアレイ事業において、マイクロニードルアレイの実用化に向けてその供給体制を整備すべく、第 相及び第 相臨床試験向けのマイクロニードルアレイ治験薬工場の建設・整備、並びに第 相臨床試験及び商業生産向けのマイクロニードルアレイ量産工場の建設・整備に必要な資金を得ることを目的として,第13回新株予約権(行使価額修正条項付)を発行しましたが、2018年11月30日に「第13回新株予約権(行使価額修正条項付)の取得及び消却完了に関するお知らせ」でお知らせしましたように、当社株価が下限行使価額を下回る状況が続いたため、調達を断念し、残存する第13回新株予約権の全部を取得しその全部を消却しております。今回の資金調達は、2018年6月6日に「MRX-5LBTの生物学的同等性を示す検証的臨床試験結果のお知らせ」でお知らせしたMRX-5LBTの生物学的同等性を示す検証的臨床試験結果のお知らせ」でお知らせしたMRX-5LBTの生物学的同等性を示す検証的臨床試験にて判明した当初想定を上回る試験費用、及び新規パイプライン候補の製剤開発の進展に対応するものであり、マイクロニードルアレイ関連の工場建設・整備に充当することを目的とはしていません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との間の関係 本新株式

本初147.1V	·	
	名称	株式会社MM
	本店の所在地	香川県東かがわ市湊616番地8
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 松村 眞良
a . 割当予定先の概要	資本金	10百万円
	事業の内容	当社大株主の松村眞良(当社代表取締役会長)、松村米浩(当社 代表取締役社長)及びその親族が株式を保有する資産管理会社
	主たる出資者及びその出資比率	松村 米浩 59.7% 樋掛 早亜子 10.0% 奥山 有里子 10.0% 藤田 妃佐子 10.0% Sueko Matsumura NG 10.0%
	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数:360,300株(2018年 12月31日現在) 当社が保有している割当予定先の株式の数: 0 株(2018年12月 31日現在)
b . 提出者と割当予定 先との間の関係	人事関係	当社代表取締役会長松村眞良が割当予定先の代表取締役を兼務 しております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

本新株予約権

十分リルコルコー		
	名称	EVO FUND (エボ ファンド)
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands
a . 割当予定先の概要	国内の主たる事務所の 責任者の氏名及び連絡 先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下の通りとなっております。 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	資本金	払込資本金: 1 米ドル 純資産:約58.4百万米ドル
	事業の内容	ファンド運用 金融商品取引業
	主たる出資者及びその 出資比率	払込資本金:マイケル・ラーチ 100% 純資産:自己資本 100%
b . 提出者と割当予定 先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(2) 割当予定先の選定理由

株式会社MM

本新株式の割当予定先である株式会社MMは当社大株主の松村眞良(当社代表取締役会長)、松村米浩(当社代表取締役社長)及びその親族が株式を保有する資産管理会社であります。今回のEVO FUNDを割当予定先とする資金調達の検討を進めて行く過程において、松村眞良氏より、「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等(注)1.(1)資金調達の目的」に記載のとおり、当社が企業価値の向上を目指す中で、当社代表取締役である松村眞良、松村米浩両名がこれまで以上に企業価値向上を目指して経営にコミットすることに加え、当社株価に対するより強い責任を持つことができるものとの考えから、本新株式の引受けの申し出を受けました。これを受けて当社で協議した結果、本新株式の割当先として適当であると判断したことから、本新株式の割当予定先として選定いたしました。

EVO FUND

当社は、EVO FUNDの100%子会社であるEvolution Biotech Fundに対して2015年12月に第8回新株予約権を発行しており、2016年4月にその全ての新株予約権の行使が完了しております。

当社は、MRX-5LBT:帯状疱疹後の神経疼痛治療薬(リドカインテープ剤)について、FDAから要求された安全性等を確認するための臨床試験及び非臨床試験等を実施する資金並びに新規の自社開発パイプラインの開発資金のための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。そのような中で、2018年11月に、過去の案件にてアレンジャーを務めたEVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン)に資金調達方法を相談した結果、本新株予約権に係る資金調達に関する提案を受けました。これまでに提案を受けたことがある新株予約権付社債や新株予約権による資金調達手法の内容を考慮しつつ、当社内において協議・比較検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。また、前述の本スキームのメリット・デメリットを勘案の上、EVO FUNDと協議した結果、 既存株主の株式価値希薄化への配慮、 過去に実施した本新株予約権と同様の手法である第8回新株予約権の行使がスムーズに完了した実績をもつことから、本スキームによる資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至ったため、本新株予約権の割当予定先として EVO FUNDを選定いたしました。

EVO FUNDは、上場株式への投資を目的として2006年12月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。これまでの投資実績として、新株予約権を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、発行会社の資金調達に寄与した案件が複数あります。割当予定先であるEVO FUNDは、EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、マイケル・ラーチ以外の出資者はおらず、EVO FUNDの運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。

EVO FUNDの関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド(Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社の斡旋を受けて、 EVO FUNDに対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当てようとする株式の数

本新株式

本新株式の総数は180,000株です。

本新株予約権

本新株予約権の目的である株式の総数は、2,320,000株です。

(4) 株券等の保有方針

株式会社MM

同社の代表取締役を勤める松村眞良氏は、本新株式につき、株式会社MMが引き受けることで、当社代表取締役である松村眞良、松村米浩両名がこれまで以上に企業価値向上を目指して経営にコミットすることを目的に取得していることから長期的な視点で保有する方針であり、2年間は原則売却しない旨が締結予定の本新株買取契約に記載されております。

なお、株式会社MMから、本新株式の払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

EVO FUND

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社とEVO FUNDは、下記の内容を含む本新株予約権買取契約を締結する予定です。

- ア.当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中にEVO FUNDが本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わせないこと。
- イ.EVO FUNDは、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わない ことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制 限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- ウ.EVO FUNDは、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行 使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対し て同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

(5) 払込みに要する資金等の状況

株式会社MM

割当予定先である株式会社MMの代表取締役である松村眞良氏からは、本新株式の払込金額に要する資金は確保されている旨の報告を受けており、同社の通帳の写しから払込みに要する十分な現預金を有していることを確認しております。

EVO FUND

割当予定先であるEVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2019年1月31日時点における残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

(6) 割当予定先の実態

株式会社MM

当社は、当社の代表取締役会長である松村眞良氏から、株式会社MMは、同氏が代表取締役を兼務する同氏、松村米浩氏(当社代表取締役社長)及びその親族の資産管理会社であり、同社が反社会的勢力とは無関係である旨聴取しております。また、当社は、同氏に、株式会社MMが反社会的勢力と関係を有する取引先及び従業員を有していないことを、口頭で確認しております。以上に基づき、株式会社MM並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

EVO FUND

当社は、EVOLUTION JAPAN証券株式会社により紹介された割当予定先であるEVO FUND及びその100%出資者かつ 役員であるマイケル・ラーチ氏、役員であるリチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索によりEVO FUNDが反社会的勢力でない旨を確認 いたしました。また、EVO FUNDからは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー (東京都渋谷区東四丁目7番7号フラットチクマ201、代表取締役 中村勝彦)に割当予定先であるEVO FUND及びその100%出資者であるマイケル・ラーチ氏、役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先であるEVO FUND、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先であるEVO FUND、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株式には譲渡制限は付されていません。

また、本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株式

当社は、2019年2月8日付で2018年12月期に係る決算短信を公表しております。かかる決算短信の市場による受け止め方いかんによっては、2019年2月8日以降の当社の株価に影響があり得ますところ、当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、仮にかかる決算短信の公表を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株式の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株式の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株式の発行条件が決定されることがより適切であると考えております。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、本株式の払込金額は、割当予定先である株式会社MMの代表取締役である松村眞良氏及び取締役である松村米浩氏と協議のうえ、本新株式の発行に係る取締役会決議の前営業日(2019年2月8日)における取引所終値又は条件決定日の直前取引日の取引所終値となる金額のいずれか高い金額として決定いたします。また、株式会社MMが上記払込金額で本新株式を引受けることで、同氏らがこれまで以上に経営にコミットすることに加え、当社株価に対するより強い責任を持つことができるものと考えております。

なお、仮に本株式の払込金額が2019年2月8日における取引所終値である545円となった場合、かかる払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日(2019年2月8日)までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である619円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)に対して11.95%のディスカウント(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である606円に対して10.07%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である714円に対して23.67%のディスカウントとなる金額です。

また、当社及び当社監査役による本新株式の発行に係る適法性判断については、条件決定日において本新株式の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株式の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、また、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員が、発行決議日の直前取引日における取引所株価と条件決定日の直前取引日における取引所株価の高い方の金額を基準として、ディスカウントなしで本新株式の払込金額を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき本新株式の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者:黒崎 知岳、住所:東京都港区元赤坂一丁目1番8号)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及びEVO FUNDとの間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及びEVO FUNDとの間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率、EVO FUNDの権利行使行動等についての一定の前提(EVO FUNDが行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一定数量の新株予約権の権利行使を行うこと、EVO FUNDの新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び新株予約権の発行コストが発生することを含みます。)を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、EVO FUNDとの間での協議を経て当該評価額と同額で、発行決議日時点における本新株予約権1個の払込金額を0.54円としました。しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、2019年2月8日付で公表がなされている2018年12月期決算短信及び2019年12月期連結業績予想に伴う株価の値動きが反映されていません。そこで、当社は、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、条件決定日時点において、本日の発行の決議に際して用いた方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日以降の株価の上昇等を理由として0.54円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を本新株予約権の発行価額といたします。他方、本日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が0.54円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は、本日決定された0.54円のままといたします。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日における本新株予約権の価値が、発行決議日時点よりも上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権1個当たりの発行価額が、発行決議日時点における算定結果である0.54円を下回って決定されることはありません。

また、当社及び当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断については、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、また、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員が、発行決議日における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値の高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式発行による新規発行株式数180,000株(議決権数1,800個)に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数2,320,000株(議決権数23,200個)を合算した株式数は2,500,000株(議決権数25,000個)であり、これは2019年2月8日現在の当社発行済株式総数10,214,100株及び議決権数102,114個を分母とする希薄化率は24.48%(議決権ベースの希薄化率は24.48%)に相当します。そのため、本新株式及び本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株式及び本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に充当する予定であり、これは当社の企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は423,539株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数2,320,000株を、EVO FUNDの全部コミット期間である62価格算定日で行使売却するとした場合の1価格算定日当たりの株数は約37,419株(直近平均6ヶ月平均出来高の約8.83%)となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

本件に基づき新たに発行される当社普通株式の数は最大2,500,000株(議決権25,000個)ですが、第三者割当後の大株主の状況は以下の記載と異なることがあります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対 する所有議決権 数の割合(%)		割当後の 総議決権数に対 する所有議決権 数の割合(%)
EVO FUND (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands (東京都千代田区紀尾井町 4 番 1号)			2,320,000	18.25
株式会社MM	香川県東かがわ市湊616番地 8	360,300	3.53	540,300	4.25
雨堤 正博	東京都渋谷区	520,000	5.09	520,000	4.09
松村 米浩	東京都文京区	233,100	2.28	233,100	1.83
松村 眞良	香川県東かがわ市	200,000	1.96	200,000	1.57
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 一丁目 2 番10号	177,000	1.73	177,000	1.39
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目 4号	154,600	1.51	154,600	1.22
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	140,200	1.37	140,200	1.10
村上 修作	大阪府泉南市	126,400	1.24	126,400	0.99
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目 14番1号	113,300	1.11	113,300	0.89
計		2,024,900	19.83	4,524,900	35.60

- (注) 1.割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2018年12月31日現在の株主名 簿上の株式数により作成しております。
 - 2.「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、2018年 12月31日時点の総議決権数(102,114個)に、本新株式の発行及び本新株予約権の目的となる株式発行により 増加する議決権数(25,000個)を加えた数で除して算出しております。
 - 3.割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。
 - 4.割当予定先であるEVO FUNDの「割当後の所有株式数」は、EVO FUNDが本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。EVO FUNDより、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社普通株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しております。このため、EVO FUNDが本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の長期保有は見込まれない予定です。
- 6 【大規模な第三者割当の必要性】
 - 該当事項はありません。
- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1.事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第16期、提出日2018年3月28日)及び四半期報告書(第17期第3四半期、提出日2018年11月12日)(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2019年2月12日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2019年2月12日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第16期有価証券報告書の提出日(2018年3月28日)以降、本有価証券届出書提出日(2019年2月12日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2018年3月28日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2018年3月27日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日2018年3月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役として、松村眞良、松村米浩、山﨑啓子、秋友比呂志、濱本英利、北垣栄一及び岩谷邦夫を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結 賛成(反対 (%	寸)割合
第1号議案 取締役7名選任の件						
松村 眞良	38,638	167	0		可決	99.6
松村 米浩	38,635	170	0		可決	99.6
山﨑 啓子	38,636	169	0	(注)	可決	99.6
秋友 比呂志	38,635	170	0	(注)	可決	99.6
濱本 英利	38,635	170	0		可決	99.6
北垣 栄一	38,622	183	0		可決	99.5
岩谷 邦夫	38,635	170	0		可決	99.6

- (注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決 権の過半数の賛成による。
 - (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の第16期有価証券報告書の提出日(2018年3月28日)以降、本有価証券届出書提出日(2019年2月12日)までの間における資本金の増減は以下のとおりであります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年4月1日~ 2018年6月30日	139,700	10,201,100	74,108	5,992,839	74,108	5,562,039
2018年7月1日~ 2018年9月30日	6,000	10,207,100	2,290	5,995,130	2,290	5,564,330
2018年10月1日~ 2018年12月31日	7,000	10,214,100	2,672	5,997,802	2,672	5,567,002
2019年1月1日~ 2019年2月12日		10,214,100		5,997,802		5,567,002

(注) 2018年4月1日から2018年6月30日については、第11回新株予約権及び第13回新株予約権(行使価額修正条項付)の権利行使による増加、2018年7月1日から2018年9月30日については、第10回新株予約権の権利行使による増加、2018年10月1日から2018年12月31日については、第10回新株予約権の権利行使による増加であります。

4. 最近の業績の概要

第17期事業年度(自2018年1月1日 至2018年12月31日)の業績の概要

2019年2月8日開催の当社取締役会において承認された第17期連結会計年度に係る連結財務諸表は以下のとおりです。

金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

(1)連結貸借対照表

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
資産の部	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
流動資産		
現金及び預金	1,737,794	1,796,87
原材料及び貯蔵品	34,557	42,436
前渡金	27,035	58,37
未収入金	25,801	28,37
その他	11,175	11,88
流動資産合計	1,836,365	1,937,94
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	157,784	149,17
機械装置及び運搬具(純額)	31,031	21,97
工具、器具及び備品(純額)	31,318	32,90
建設仮勘定		91,65
有形固定資産合計	220,133	295,71
無形固定資産	632	7
投資その他の資産		
長期貸付金	34,300	34,30
長期前払費用	34,559	36,31
差入保証金	38,426	38,42
その他	3,000	3,00
貸倒引当金	34,300	34,30
投資その他の資産合計	75,985	77,74
固定資産合計	296,751	373,52
資産合計	2,133,117	2,311,47
負債の部		
流動負債		
買掛金		5
未払金	55,599	129,52
未払法人税等	28,037	35,41
その他	5,014	5,33
流動負債合計	88,651	170,33
固定負債		
繰延税金負債	1,723	1,68
資産除去債務	8,680	8,86
固定負債合計	10,403	10,54
負債合計	99,055	180,87

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,298,539	5,997,802
資本剰余金	4,867,739	5,567,002
利益剰余金	8,221,100	9,488,786
株主資本合計	1,945,177	2,076,017
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	857	647
その他の包括利益累計額合計	857	647
新株予約権	89,741	55,234
純資産合計	2,034,061	2,130,605
負債純資産合計	2,133,117	2,311,475

(2)連結損益計算書及び連結包括利益計算書 連結損益計算書

		(単位:千円)
	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
	<u> </u>	± 2010 12/301H)
製品売上高	28,083	8,397
研究開発等収入	170,129	7,11
売上高合計	198,212	8,397
売上原価		·
製品売上原価	7,038	2,443
売上原価合計	7,038	2,443
売上総利益	191,174	5,953
販売費及び一般管理費	1,174,587	1,279,324
営業損失()	983,412	1,273,370
営業外収益		
受取利息	401	659
受取賃貸料	4,445	4,445
その他	258	459
営業外収益合計	5,104	5,564
営業外費用		
為替差損	8,373	7,002
持分法による投資損失	758	
株式交付費	1,420	4,886
営業外支払手数料		5,347
固定資産除却損		0
営業外費用合計	10,552	17,236
経常損失()	988,860	1,285,042
特別利益		
関係会社株式売却益	99,272	
助成金収入	41,556	18,010
新株予約権戻入益	2,287	1,804
特別利益合計	143,116	19,815
特別損失		
貸倒引当金繰入額	34,300	
特別損失合計	34,300	
税金等調整前当期純損失()	880,044	1,265,227
法人税、住民税及び事業税	4,385	2,502
法人税等調整額	43	43
法人税等合計	4,342	2,458
当期純損失()	884,387	1,267,686
非支配株主に帰属する当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純損失()	884,387	1,267,686

連結包括利益計算書

		(単位:千円)_
	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
当期純損失()	884,387	1,267,686
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	2,741	210
その他の包括利益合計	2,741	210
包括利益	881,645	1,267,476
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	881,645	1,267,476

(3)連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位:千円)

				(+12:113)		
		株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	5,101,101	4,670,301	7,336,713	2,434,689		
当期変動額						
新株の発行(転換社債型新株 予約権付社債の転換)	197,437	197,437		394,875		
親会社株主に帰属する当期純 損失()			884,387	884,387		
株主資本以外の項目の当期変 動額(純額)						
当期変動額合計	197,437	197,437	884,387	489,512		
当期末残高	5,298,539	4,867,739	8,221,100	1,945,177		

	その他の包括	その他の包括利益累計額		
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	3,598	3,598	75,421	2,506,512
当期変動額				
新株の発行(転換社債型新 株予約権付社債の転換)				394,875
親会社株主に帰属する当期 純損失()				884,387
株主資本以外の項目の当期 変動額 (純額)	2,741	2,741	14,319	17,061
当期变動額合計	2,741	2,741	14,319	472,450
当期末残高	857	857	89,741	2,034,061

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	5,298,539	4,867,739	8,221,100	1,945,177	
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の 行使)	699,263	699,263		1,398,526	
親会社株主に帰属する当期 純損失()			1,267,686	1,267,686	
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)					
当期变動額合計	699,263	699,263	1,267,686	130,840	
当期末残高	5,997,802	5,567,002	9,488,786	2,076,017	

	その他の包括	その他の包括利益累計額		
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	857	857	89,741	2,034,061
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の 行使)				1,398,526
親会社株主に帰属する当期 純損失()				1,267,686
株主資本以外の項目の当期 変動額 (純額)	210	210	34,507	34,296
当期変動額合計	210	210	34,507	96,543
当期末残高	647	647	55,234	2,130,605

(4)連結キャッシュ・フロー計算書

		(単位:千円)
	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		,
税金等調整前当期純損失()	880,044	1,265,227
減価償却費	59,171	39,911
株式報酬費用	16,607	3,654
貸倒引当金繰入額	34,300	
関係会社株式売却益	99,272	
受取利息及び受取配当金	401	659
持分法による投資損益(は益)	758	
新株予約権戻入益	2,287	1,804
助成金収入	41,556	18,010
たな卸資産の増減額(は増加)	10,827	7,878
前渡金の増減額(は増加)	8,824	31,340
未収入金の増減額(は増加)	22,388	2,577
長期前払費用の増減額(は増加)	618	1,755
仕入債務の増減額(は減少)	108	58
未払金の増減額(は減少)	21,343	1,451
未払事業税の増減額(は減少)	2,854	9,049
その他	5,038	210
小計	891,557	1,275,340
利息及び配当金の受取額	401	659
助成金の受取額	41,556	18,010
法人税等の支払額	4,720	4,176
営業活動によるキャッシュ・フロー	854,320	1,260,847
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	50,486	42,460
定期預金の預入による支出	611,000	
定期預金の払戻による収入		611,000
関係会社株式の売却による収入	0	
投資活動によるキャッシュ・フロー	661,486	568,539
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の発行による収入		9,875
新株予約権の行使による株式の発行による収入		1,361,946
新株予約権の買入消却による支出		9,651
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,362,170
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,664	215
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,513,142	670,076
現金及び現金同等物の期首残高	2,639,936	1,126,794
現金及び現金同等物の期末残高	1,126,794	1,796,871

(5)連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項ありません。

(会計方針の変更)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 2005年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

第10回新株予約権、第11回新株予約権及び第13回新株予約券(行使価額修正条項付)の権利行使による新株発行により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ699,263千円増加し、当連結会計年度末において資本金が5,997,802千円、資本剰余金が5,567,002千円となっております。

(セグメント情報等)

当社グループの事業は医療品製剤開発及びこれらの付帯業務の単一事業であるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり純資産額	218円 72銭	203円 19銭
1株当たり当期純損失金額()	103円 16銭	126円 77銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額については、潜在株式は存 在するものの、1株当たり当期純損失 であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額については、潜在株式は存 在するものの、1株当たり当期純損失 であるため記載しておりません。

(注)算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額

) · PI-TIC · MORELIX							
項目	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)					
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	2,034,061	2,130,605					
普通株式に係る純資産額(千円)	1,944,320	2,075,370					
普通株式の発行済株式数(株)	8,889,700	10,214,100					
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	8,889,700	10,214,100					

(2) 1株当たり当期純損失金額

項目	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日)	
連結損益計算書上の当期純損失()(千円)	884,387	1,267,686	
普通株式に係る当期純損失()(千円)	884,387	1,267,686	
普通株式の期中平均株式数(株)	8,573,384	10,000,051	

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自至	2017年1月1日 2017年12月31日	2018年 3 月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第17期第3四半期)	自至	2018年7月1日 2018年9月30日	2018年11月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年3月27日

株式会社メドレックス 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマッ

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員

公認会計士 中 田 明

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 久 保 誉 一

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メドレックスの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メドレックス及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メドレックスの 平成29年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手する ための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重 要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評 価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社メドレックスが平成29年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月27日

株式会社メドレックス取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマッ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 中 田 明

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員

公認会計士 久 保 誉 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メドレックスの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メドレックスの平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月9日

株式会社メドレックス 取締役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	Ш	合	弘	泰	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久	保	誉	_	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メドレックスの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成30年1月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メドレックス及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。